

検査工場の登録の取消し及び検査の一時停止基準要綱 対比表

現 行	改 正 後	備 考
検査工場の登録の取消し及び検査の一時停止基準要綱 平成 21 年 10 月 22 日制定 平成 26 年 4 月 11 日改正 平成 31 年 2 月 19 日改正	検査工場の登録の取消し及び検査の一時停止基準要綱 平成 21 年 10 月 22 日制定 平成 26 年 4 月 11 日改正 平成 31 年 2 月 19 日改正 令和 2 年 2 月 21 日改正	(改正の要点) ・用語の定義を定め、解釈を明確にできるようにした。 ・登録の取消し、検査の一時停止へ至る各手順を、明確に定めた。 ・検査の一時保留という概念を明確に定めた。 ・登録の取消し、検査の一時停止の開始日を明確にした。 ・通知及び承諾書について項立てして定めた。 ・検査工場の協力工場の分類を受託工場と部品工場に分け、解釈を容易にした。 ・異議申立については、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」に移行した。
(目的) 第 1 条 この要綱は、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」(以下「規則」という。)第 18 条第 1 項に規定する登録の取消し及び検査の一時停止に関する必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この要綱は、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」(111-1)(以下「規則」という。)第 17 条第 1 項に規定する登録の取消し及び検査の一時停止に関する必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第 2 条 この要綱で使用する用語の定義は以下のとおりとする。 ① 事実確認調査：検査工場・製品使用者・第三者・本協会検査員他から「規則」第 17 条第 1 項に該当する事由が生じている旨の情報を入手した場合に実施する、検査工場への立入調査 ② 検査の一時保留：事実確認調査により、不適合事由が事実であり、かつ、原因が製品又は工場の品質管理体制などに起因すると検査部長が判断した場合における検査の一時的な保留 ③ 登録水道用品：日本水道協会検査工場登録水道用品 ④ 一時保留対象登録水道用品及び類似製品：検査の一時保留の対象となる不適合事由を生じている製品と不適合事由に関連して同じ材料や同じ製造方法を使用するなど当該製品に類似した製品 ⑤ 暫定顛末書：当該検査工場が本協会に提出する当該不適合事由が生じた顛末を簡潔に記した書類 ⑥ 暫定是正計画書：当該検査工場が本協会に提出する当該不適合事由を暫定的に是正し、検査の一時保留を解除するための計画書類 ⑦ 是正状況確認調査(暫定)：暫定顛末書及び暫定是正計画書を書類審査し、適切と判断された場合に実施する当該検査工場への立入調査 ⑧ 検査の一時保留の解除：是正状況確認調査(暫定)により、不適合事由が暫定的に是正されたと確認できた場合に行う、検査の一時保留の解除	

(登録の取消し及び検査の一時停止の基準)

第 2 条 登録の取消し及び検査の一時停止の要件と措置内容については別表のとおり定める。

- ⑨ 最終顛末書: 暫定顛末書に、安全性の確認など検査の再開に必要な諸情報、在庫品及び出荷済み品の数量を加えた内容を記した書類
- ⑩ 最終是正計画書: 暫定是正計画書に再発防止策など、検査の一時停止の解除のために必要な是正情報などを含めた計画書類
- ⑪ 是正状況確認調査(確定): 最終是正計画書に基づいた是正が適切に行われていることを確認するための調査
- ⑫ 検査一時停止期間: 検査事業委員会で承認された、検査を一時停止する期間

(登録の取消し及び検査の一時停止の基準)

第 23 条 登録の取消し及び検査の一時停止の要件と措置内容については別表のとおり定める。

(検査の一時保留の実施)

第 4 条 検査部長は別表の措置要件に該当する可能性のある事由を知った場合、当該検査工場に対して速やかに事実確認調査を行う。なお、当該検査工場が正当な理由なしに事実確認調査を拒んだ場合は、検査工場の登録を取消することができる。

2 検査部長は、事実確認調査により不適合事由が事実であると確認した場合、検査の一時保留を行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、検査工場を所管する所属長の判断により口頭にて行うことができる。なお、対象となる水道用品は、一時保留対象登録水道用品及び類似製品とする。

3 検査部長は、検査工場の行為により、水道水の供給や水質に影響を及ぼすおそれのある事態が発生又は予見される場合は、事実確認調査による不適合事実の確認を待たず、速やかに検査の一時保留を行うことができる。

4 検査部長は、第 2 項、第 3 項により検査の一時保留を行った場合、既に出荷された製品がある時は、回収を指示することができる。

5 検査工場は、検査の一時保留の通知を受理した翌日から起算して 3 週間以内に暫定顛末書及び暫定是正計画書を検査部長に提出する。

(検査の一時保留の解除)

第 5 条 検査部長は、前条第 5 項に基づき提出された暫定顛末書及び暫定是正計画書を受理した翌日から起算して、2 週間以内には正状況確認調査(暫定)を行う。

2 検査部長は、是正状況確認調査(暫定)により、不適合事由が是正されたことを確認できた場合、検査の一時保留の解除を行う。

<p>(登録の取消し及び検査の一時停止)</p> <p>第3条 検査部長は、検査工場が別表の措置要件に該当すると認定したときは、原則として検査事業委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該検査工場に対する登録の取消し処分又は検査の一時停止処分を行う。</p> <p>ただし、委員会の審議決定まで時間を要する場合には、検査部長は、委員会委員長と協議のうえ、委員会の審議を経るまでの間、検査を一時保留することができる。</p> <p>2 検査部長は、検査工場の行為により、水道水の供給や水質に影響を及ぼすおそれのある事態が発生又は予見される場合は、委員会の審議を経ることなく、検査の一時停止処分を行うことができる。</p> <p>3 検査部長は、第2項の規定により委員会の審議を経ることなく処分を行ったときは、委員会に報告しなければならない。</p> <p>(登録の取消し及び検査の一時停止期間の取扱い)</p> <p>第4条 検査部長は、別表の措置要件に該当すると認定した日の翌日に遡って検査工場の登録を取消すものとする。また、検査の一時停止期間は、別表の措置要件に該当すると認定した日の翌日から起算し、別表の措置内容により期間を定める。</p>	<p>(最終顛末書及び最終是正計画書の提出)</p> <p>第6条 検査の一時保留の解除をされた工場は、最終顛末書及び最終是正計画書を検査部長に一時保留の解除の通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に提出する。</p> <p>(登録の取消し及び検査の一時停止)</p> <p>第37条 検査部長は、検査工場が別表の措置要件に該当すると認定したときは、原則として検査事業委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、検査工場に対する登録の取消し又は検査の一時停止処分措置を行う。</p> <p>ただし、委員会の審議決定まで時間を要する場合には、検査部長は、委員会委員長と協議のうえ、委員会の審議を経るまでの間、検査を一時保留することができる。</p> <p>2 検査部長は、検査工場の行為により、水道水の供給や水質に影響を及ぼすおそれのある事態が発生又は予見される場合は、委員会の審議を経ることなく、検査の一時停止処分を行うことができる。</p> <p>検査の一時停止の対象は、原則として検査工場の製造している全ての登録水道用品とする。ただし、悪質性がない案件については、当該一時保留対象登録水道用品及び類似製品のみを検査の一時停止とすることができる。</p> <p>3 検査部長は、別表の(2)又は(3)の行為による検査の一時停止中、もしくは一時停止終了後1年を経過していない検査工場に別表の(2)又は(3)の行為があったと認定したときは、委員会の審議を経たうえ、承認された日の翌日以降で検査部長が定めた日に登録を取消す。</p> <p>4 検査部長は、検査の一時停止中の検査工場において、停止事由の判断に影響を与える事由が生じたときは、委員会の審議を経たうえ、登録の取消し又は別表に定める期間の範囲内で一時停止の期間を変更することができる。</p> <p>35 検査部長は、第2項の規定により委員会の審議を経ることなく処分を行った登録の取消し又は検査の一時停止措置中の検査工場が、当該事案について責を負わないことが明確になったときは、速やかに措置を解除し、その旨を委員会に報告しなければならないする。</p> <p>(登録の取消し及び、検査の一時停止期間の取扱い開始日)</p> <p>第48条 検査部長は、別表の措置要件に該当すると認定した日の翌日に遡って検査工場の登録を取消すものとする。また、検査の一時停止期間は、別表の措置要件に該当すると認定した日の翌日から起算し、別表の措置内容により期間を定める。</p>	
--	---	--

なお、社会的影響等を考慮して特段の理由がある場合には、検査の一時停止処分を行う日を変更することができる。

2 検査部長は、検査の一時停止処分中の検査工場において、処分内容の判断に影響を与える事由が生じたときは、委員会の審議を経たうえ、登録の取消し又は別表に定める期間の範囲内で一時停止処分の期間を変更することができる。

3 検査部長は、別表(2)又は(3)の行為による検査の一時停止処分中、若しくは一時停止処分終了後1年を経過していない検査工場に別表(2)又は(3)の行為があったと認定したときは、委員会の審議を経たうえ、当該措置要件に該当すると認定した日の翌日に遡って登録を取消す。

4 検査部長は、登録の取消し処分又は検査の一時停止処分中の検査工場が、当該事案について責を負わないことが明確になったときは、速やかに処分を解除し、その旨を委員会に報告する。

(登録の取消し及び検査の一時停止の通知)

第5条 検査部長は、第3条の規定により処分を行うとき、第4条第2項の規定により処分内容を変更するとき、第4条第3項の規定により登録を取消すとき、及び第4条第4項の規定により処分の解除を行うときは、当該検査工場に対し遅滞なく書面により通知する。

2 第3条の規定により検査の一時保留を行うときには原則として書面で通知する。

3 第1項及び第2項の規定による通知(第4条第4項の規定による処分の解除を除く。)を受理した当該検査工場は、通知を受理した日の翌日から起算して10日以内に限り、検査部長に対し証拠を添えて書面により異議の申立てができる。

(登録の取消し及び検査の一時停止の公表)

第6条 検査部長は、規則第23条に基づき、第3条及び第4条第3項の規定により登録の取消し処分又は検査の一時停止処分を行ったときは、検査工場名、処分事由、一時停止処分の期間を速やかに公表し、第4条第2項の規定により処分内容を変更するときは公表内容の変更を、又第4条第4項の規定により処分

~~なお、社会的影響等を考慮して特段の理由がある場合には、検査の一時停止処分を行う日を変更することができる。~~

第7条第1項に基づく当該検査工場に対する登録の取消し日は、委員会で取消しが承認された日の翌日以降で、検査部長が定める日とする。

~~2 検査部長は、検査の一時停止処分中の検査工場において、処分内容の判断に影響を与える事由が生じたときは、委員会の審議を経たうえ、登録の取消し又は別表に定める期間の範囲内で一時停止処分の期間を変更することができる。~~

第7条第1項に基づく当該検査工場に対する検査の一時停止措置の開始日は委員会で検査の一時停止措置が承認された日の翌日以降で、検査部長が定める日とする。なお、開始日は社会的影響などを考慮したうえで判断する。

~~3 検査部長は、別表(2)又は(3)の行為による検査の一時停止処分中、若しくは一時停止処分終了後1年を経過していない検査工場に別表(2)又は(3)の行為があったと認定したときは、委員会の審議を経たうえ、当該措置要件に該当すると認定した日の翌日に遡って登録を取消す。~~

~~4 検査部長は、登録の取消し処分又は検査の一時停止処分中の検査工場が、当該事案について責を負わないことが明確になったときは、速やかに処分を解除し、その旨を委員会に報告する。~~

~~(登録の取消し及び検査の一時停止の通知)~~

~~第5条 検査部長は、第3条の規定により処分を行うとき、第4条第2項の規定により処分内容を変更するとき、第4条第3項の規定により登録を取消すとき、及び第4条第4項の規定により処分の解除を行うときは、当該検査工場に対し遅滞なく書面により通知する。~~

~~2 第3条の規定により検査の一時保留を行うときには原則として書面で通知する。~~

~~3 第1項及び第2項の規定による通知(第4条第4項の規定による処分の解除を除く。)を受理した当該検査工場は、通知を受理した日の翌日から起算して10日以内に限り、検査部長に対し証拠を添えて書面により異議の申立てができる。~~

(登録の取消し及び検査の一時停止の公表)

第69条 検査部長は、規則第23条に基づき、**第37条第1項**及び**第34条第3項**の規定により登録の取消し又は検査の一時停止**処分措置**を行ったときは、検査工場名、**処分措置**事由、一時停止措置の期間を速やかに公表し、**第47条第24項**の規定により**処分措置**内容を変更するときは公表内容の変更を、又**第47条第45項**

を解除するときは解除日を速やかに公表する。

の規定により処分措置を解除するときは解除日を速やかに公表する。

(検査の一時停止の解除)

第 10 条 検査部長は、検査の一時停止措置中の当該検査工場から、最終顛末書及び最終是正計画書の提出を受理した日から一時停止措置終了の 1 週間前迄に是正状況確認調査(確定)を行い、是正が適切に行われたことを確認した後、解除する。なお、当該検査工場が正当な理由なしに是正状況確認調査(確定)を拒んだ場合は、検査工場の登録を取消することができる。

(通知)

第 11 条 検査部長は、第 4 条の規定により検査の一時保留を行うとき、第 5 条の規定により検査の一時保留の解除を行うとき、第 7 条第 1 項の規定により措置を行うとき、第 7 条第 3 項の規定により登録を取消するとき、第 7 条第 4 項の規定により措置内容を変更するとき、第 7 条第 5 項の規定により措置の解除を行うとき、第 10 条の規定により検査の一時停止の解除を行うときは、当該検査工場に対し遅滞なく書面により通知する。

(承諾書)

第 12 条 第 11 条による通知(第 5 条の規定による検査の一時保留の解除、第 7 条第 5 項の規定による措置の解除、第 10 条の規定による検査の一時停止の解除を除く。)を受けた検査工場は、措置の実施を了承した旨の承諾書を提出する。

(軽微な事案に関する措置)

第 7 条 検査部長は、検査の一時停止処分に至らないような軽微な事案の場合において、必要があると判断したときは、当該検査工場に対し口頭又は書面により警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 第 1 項の規定による警告又は注意の喚起を受けた当該検査工場は、通知を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に限り、検査部長に対し証拠を添えて書面により異議の申立てができる。

第 7 条 検査部長は、検査の一時停止処分措置に至らないような軽微な事案の場合において、必要があると判断したときは、当該検査工場に対し口頭又は書面により警告又は注意を行うことができる。

2 第 1 項前項の規定による警告又は注意を受けた当該検査工場は、通知を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に、検査部長に証拠を添えて書面により異議の申立てができる。

(検査工場の協力工場に関する取り扱い)

第 8 条 第 3 条により処分又は検査の一時保留となっている検査工場は、原則として「検査工場の協力工場に関する取扱い要領」に基づく協力工場においても当該検査工場からの受注又は発注した水道用品の本協会検査を受けることができない。

(検査工場の協力工場受託工場及び部品工場に関する取り扱い)

第 8 条 第 3 条により処分又は検査の一時保留となっている検査工場は、原則として本協会は、第 4 条による検査の一時保留又は第 7 条第 1 項による検査の一時停止となっている検査工場が「検査工場の協力工場に関する取扱い要領」に基づく協力工場においても当該検査工場からの受注又は発注した水道用品の本協

2 別表(2)又は(3)の行為により検査工場の登録取消し処分を受けた工場は、原則として処分の日から3年間は「検査工場の協力工場に関する取扱い要領」に基づく協力工場になることができない。また、「検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領」に基づく検査申し込みについても3年間は受け付けられない。

(異議申立)

第9条 検査部長は、第3条又は第4条の処分を不服とする異議の申立てがあったときは、規則第19条第2項の規定に基づき委員会に諮るものとする。

2 検査部長は、異議の申立てを行った検査工場に対し、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内に、委員会の審議結果を書面により回答する。

3 検査部長は、第2項の規定に係わらず、事務処理上の困難又はその他の合理的かつ相当の理由があるときは、第2項の回答期間を延長することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱により難しい場合は、検査部長は委員会の審議を経て措置を決定する。なお、この要綱の実施に関し必要な事項は、検査部長が別に定める。

付 則

本要綱は、平成21年12月1日より施行する。

本要綱は、平成26年4月11日より施行する。

本要綱は、平成31年2月1日より施行する。

会検査を受けることができない受託工場に発注した、検査の一時保留対象又は検査の一時停止対象の登録水道用品に対する検査を行わない。

2 別表(2)又は(3)の行為により検査工場の登録取消し処分措置を受けた検査工場は、原則として処分措置の日の翌日から起算して3年間は「検査工場の協力工場に関する取扱い要領」に基づく協力部品工場になることができないなれない。また、「検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領」に基づく検査申し込みについても3年間は受け付けられない。

—(異議申立)—

第9条—検査部長は、第3条又は第4条の処分を不服とする異議の申立てがあったときは、規則第19条第2項の規定に基づき委員会に諮るものとする。—

—2 検査部長は、異議の申立てを行った検査工場に対し、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内に、委員会の審議結果を書面により回答する。—

—3 検査部長は、第2項の規定に係わらず、事務処理上の困難又はその他の合理的かつ相当の理由があるときは、第2項の回答期間を延長することができる。—

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱により難しい場合は、検査部長は委員会の審議を経て措置を決定する。なお、この要綱の実施に関し必要な事項は、検査部長が別に定める。

付 則

本要綱は、平成21年12月1日より施行する。

本要綱は、平成26年4月11日より施行する。

本要綱は、平成31年2月1日より施行する。

本要綱は、令和2年4月1日より施行する。

現 行	改 正 後	備 考																																						
<p style="text-align: center;">別表 登録の取消し及び検査の一時停止基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">措 置 用 件</th> <th style="width: 70%;">措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 規則第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> <tr> <td>(2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> <tr> <td>(3) 未検査品、不合格品等に対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> <tr> <td>(4) 規則第16条の改善の要求に応じなかったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> <tr> <td>(5) 規則第17条の履行を怠ったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> <tr> <td>(6) 検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> <tr> <td>(7) 第1種及び第2種検査工場の検査において、ロットアウトになった原因が改善されないとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> <tr> <td>(8) その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき（例：規則第13条の届出を怠ったとき）。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 用 件	措 置 内 容	(1) 規則第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	(2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	(3) 未検査品、不合格品等に対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	(4) 規則第16条の改善の要求に応じなかったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	(5) 規則第17条の履行を怠ったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	(6) 検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	(7) 第1種及び第2種検査工場の検査において、ロットアウトになった原因が改善されないとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	(8) その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき（例：規則第13条の届出を怠ったとき）。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止	<p style="text-align: center;">別表 登録の取消し及び検査の一時停止基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">措 置 用 要 件</th> <th style="width: 70%;">措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 規則第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。</td> <td>登録の取消し又は2か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 未検査品、不合格品等などに対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。</td> <td>登録の取消し又は2か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(4)規則第12条の維持審査時の不適合について、的確又は速やかに改善処置が取られなかったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(4)(5) 規則第 1516条の改善の要求に応じなかったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(5) (6)規則第 1617条の履行を怠ったとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(6) (7)検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(7)(8) 第1種及び第2種検査工場の検査において、ロットアウトになった本協会検査における不合格の原因が改善されないとき。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> <tr> <td>(8) (9)その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき（例：規則第13条の届出を怠ったとき）。</td> <td>登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 用 要 件	措 置 内 容	(1) 規則第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は 2 か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(3) 未検査品、不合格品等などに対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は 2 か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(4) 規則第12条の維持審査時の不適合について、 的確又は速やかに改善処置が取られなかったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(4) (5) 規則第 15 16 条の改善の要求に応じなかったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(5) (6)規則第 16 17 条の履行を怠ったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(6) (7)検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(7) (8) 第1種及び第2種検査工場の検査において、 ロットアウトになった本協会検査における不合格の原因が改善されないとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	(8) (9)その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき（例：規則第13条の届出を怠ったとき）。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。	
措 置 用 件	措 置 内 容																																							
(1) 規則第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
(2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
(3) 未検査品、不合格品等に対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
(4) 規則第16条の改善の要求に応じなかったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
(5) 規則第17条の履行を怠ったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
(6) 検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
(7) 第1種及び第2種検査工場の検査において、ロットアウトになった原因が改善されないとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
(8) その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき（例：規則第13条の届出を怠ったとき）。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止																																							
措 置 用 要 件	措 置 内 容																																							
(1) 規則第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は 2 か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(3) 未検査品、不合格品等などに対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。	登録の取消し又は 2 か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(4) 規則第12条の維持審査時の不適合について、 的確又は速やかに改善処置が取られなかったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(4) (5) 規則第 15 16 条の改善の要求に応じなかったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(5) (6)規則第 16 17 条の履行を怠ったとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(6) (7)検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(7) (8) 第1種及び第2種検査工場の検査において、 ロットアウトになった本協会検査における不合格の原因が改善されないとき。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							
(8) (9)その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき（例：規則第13条の届出を怠ったとき）。	登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、 不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。																																							